

**「「新しい公共」円卓会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」及び
「「新しい公共」推進会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」
に係る各府省の主な取組について**

**平成24年1月12日
内閣府**

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
I. 「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応に係る各府省の取組状況						
1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備						
(1) 寄附税制などの制度整備						
寄附税制の見直し	<p>総理からの「税額控除の割合は寄附金の50%（所得税額の25%を上限）とする。社団、財団、学校法人、社会福祉法人等についても、認定NPO法人と同じような税額控除を導入する。平成23年1月から所得税の税額控除を適用する。」という指示の下、市民公益税制PT中間報告書に沿って、以下の施策について平成23年度税制改正における実現に向けて、税制調査会において、具体的な制度設計を進める。</p>	<p><税制> ○ 認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益法人等に対する寄附について、所得税において、所得控除との選択制で、新たに控除率40%（都道府県と市町村がともに控除の対象としている場合、住民税と合わせて50%）の税額控除を導入した（所得税額の25%を限度、平成23年から適用）。</p>				内閣府大臣官房市民活動促進課(特定非営利活動法人関係) 内閣府大臣官房公益法人行政担当室(社団・財団法人関係) 文部科学省高等教育局私学部私学行政課、学生・留学生課(学校法人等関係) 厚生労働省社会・援護局(社会福祉法人関係) 法務省保護局更生保護振興課(更生保護法人関係)
税額控除の導入	<p>1 所得税の税額控除制度の導入</p> <p>草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする（所得税額の一定割合までを限度）。</p> <p>「新しい公共」の担い手となる認定NPO法人のほか、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を導入するかどうか、当該法人と市民とのかかわり度合いや運営の透明性等も踏まえ、検討する。</p>	<p>(注1)「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第82号。以下「分離税制改正法」という。)により措置。</p> <p>(注2)「一定の要件を満たす公益法人等」は、PST(パブリック・サポート・テスト)と同様の要件と情報公開の要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人。</p> <p>○ 税額控除の対象となる法人について、他の寄附税制との整合性を踏まえ、税額控除の導入の効果検証を行った上で、必要に応じて見直しを検討(平成24年度税制改正大綱)。</p>	—	—	—	
認定NPOの「仮認定」とPST(パブリック・サポート・テスト)基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ	<p>2 認定NPO法人の認定基準(PST等)の見直し</p> <p>(1) PST(パブリック・サポート・テスト)要件の見直し 事業収入が多いNPO法人でもPSTをクリアしやすくするため、PSTに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する基準を導入する。</p> <p>また、地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定したNPO法人についてはPST要件等を求めないこととする。</p> <p>(2) いわゆる「仮認定」制度の導入 NPO法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。</p> <p>なお、制度の乱用防止のため、「仮認定」を受けながら「本認定」を受けなかった場合には、一定期間、再度の「仮認定」の申請ができないこととするなどの措置を検討する。</p> <p>(国税庁が行っている認定事務について、NPO法人と身近に接し、その活動の実態を的確に把握できるといった点を踏まえ、法人の設立認証を行った地方団体等が行う仕組みについて、地方団体等と協議しつつ検討する。)</p>	<p><税制> ○ PST要件については、平成23年度税制改正(分離税制改正法)により、従来の相対値基準(寄附金の総収入に占める割合が1/5以上)に加えて、絶対値基準(各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること)を設けた他、事務所所在地の自治体の条例による個別指定を受けたNPO法人はPST要件を満たすものとした(平成23年6月30日施行)。なお、改正NPO法により創設される新認定制度においても同様の基準を設けることとした。</p> <p><税制・その他> ○ NPO法の改正により認定NPO法人に係る認定事務は地方自治体で実施(現行の国税庁による認定制度は廃止。)することとなったほか、設立後5年を経過しない法人については(経過措置規定により、施行後3年間は全NPO法人が利用可)、1回に限り、スタートアップ支援として、PST基準を免除した仮認定(有効期間は3年間)により税制優遇を受けられる制度(仮認定制度)を導入した(平成24年4月1日施行)。</p>	—	—	—	内閣府大臣官房市民活動促進課
			—	—	—	内閣府大臣官房市民活動促進課

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
認定NPOの「仮認定」とPST(パブリック・サポート・テスト)基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ	(3) 事後チェック型の制度への移行等 認定NPO法人となるための間口を広げる中で、法人の質を維持し市民からの信頼を確保するため、認定が取り消された場合における事後的な是正措置を検討する。 認定NPO法人は、収益事業以外に支出した場合には、収益事業の所得の20%までを損金算入できる。この割合について、社会福祉法人等とのバランスに配慮しつつ、引き上げを検討する。	<税制・その他> ○ 適切な税制上の事後的是正を確保する観点から、認定NPO法人のみなし寄附金について、認定取消しがあった場合には、取消しの原因となった事実のあった日の事業年度まで遡った取戻し課税を行うこととした(平成23年6月30日施行)。また、改正NPO法により、「仮認定」も含め、認定取消しを受けたNPO法人は、5年間認定の申請をできないこととした(平成24年4月1日施行)。 ○ 認定NPO法人に対するみなし寄附金については、改正NPO法において、その他事業の停止命令に関する規定を設けたことを踏まえ、限度額を所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい額へと引き上げる政令改正を行った(改正NPO法による新認定制度により認定された法人に適用)。	—	—	—	内閣府大臣官房市民活動促進課
自治体が寄附金の対象とするNPO法人の指定を可能にする	3 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税) (1) 寄附対象団体の拡大 個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、NPO法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。 (2) 地方団体によるNPO法人支援(ふるさと寄附金の活用) 個人住民税の控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する(この場合、所得税も同様の扱いとする)。	<税制> ○ 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方自治体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とできることとした(平成23年中の寄附金から対象)。 <税制> ○ 個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した地方自治体に対する寄附金については、原則として「ふるさと寄附金」に該当することとした。ただし、個人が特定のNPO法人等へ助成することを条件とし、当該条件が履行されない場合に返還義務の生ずるもの(負担付き寄附)を除くこととした。(この場合、所得税も同様の取扱いとする。また、平成23年中の寄附から対象)。	—	—	—	内閣府大臣官房市民活動促進課 内閣府大臣官房公益法人行政担当室(社団・財団法人)
個人住民税の寄附金税額控除の限度額の引き下げ	(3) その他 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げる。	<税制> ○ 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げた(平成23年中の寄附から対象)。	—	—	—	
信託による新しい公共支援を可能とする税制を含む検討(信託及び公益信託)	信託を使って公益活動に参画する環境を整備する観点から公益信託制度の抜本的な見直しが行われた場合等には、それに対応する税制を検討する。	<税制> ○ 平成23年度税制改正(分離税制改正法)において、特定寄附信託(いわゆる「日本版プランド・ギビング信託」)に係る利子所得の非課税制度を創設した。	—	—	—	金融庁総務企画局政策課、文部科学省生涯学習政策局政策課
NPO等は、その責任増大に見合っ、会計基準等にのっった情報公開や寄付者に対する活動報告といった説明責任を果たす	—	<その他> ○ 平成23年11月、「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」において計算書類等の様式例を盛り込んだ報告書を取りまとめた。	—	—	—	内閣府大臣官房市民活動促進課

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
(2)非営利の法人が「市場」で活動しやすくするための制度の見直し						
社会事業法人 制度の検討	社会的企業を支える環境整備を含め、諸外国における制度の研究も踏まえ、非営利の法人が活動しやすくするための制度の見直し・検討を制度全体の整合性に配慮しつつ進める。	<予算> ○ 「新しい公共」推進会議における検討等に活用するため、「新しい公共」を支える制度等に関して、諸外国の制度の研究も含め、必要な調査・分析を引き続き実施	22百万円	—	14百万円	内閣府政策統括官 (経済社会システム 担当)付参事官(総 括担当)
公益法人等の 公益認定プロ セスの迅速 化・透明化	公益法人の認定等については、事後チェックを適正に機能させ、柔軟でメリハリのある審査へと転換することにより、平成22年度以降の申請について、原則として、認定等までの期間は4ヶ月以内とし移行期間内にすべての認定作業が完了することを目指す。また、外部の有識者・経験者を活用した法人向け相談会、業態別説明会への講師派遣、公益認定等の典型的な論点についての応答集の充実などにより、公益認定等に関する情報発信を推進する。	<予算> ○ 公益認定プロセスの迅速化・透明化を促進する観点から、平成23年8月、公益認定に係る標準処理期間を4ヶ月と定めて公表。今後とも迅速な審査を行うとともに、相談機会の拡充やHP等での情報提供の充実を図る。	499百万円の 内数	—	481百万円の 内数	内閣府公益認定等 委員会事務局総務 課
(3)NPOバンクなどNPO等を支える小規模金融制度にかかわる見直し						
NPOバンクに 対する貸金業 法にかかる規 制の緩和 多重債務者等 に対する貸付 事業を行う地 域生協の県域 規制及び純資 産要件の緩和	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充に向け、規制改革の一環としてとりまとめ、行政刷新会議に6月を目途に報告する。特に、いわゆるNPOバンクについて貸金業法にかかる一定の規制緩和につき6月18日の改正貸金業法施行と同時に措置を検討中。また、多重債務者等に対する貸付事業を行う一定の地域生協について県域規制の緩和を行った(5月21日施行)。	<その他> ○ NPOバンクに対する貸金業法にかかる規制の緩和については、平成22年6月18日の改正貸金業法の完全施行と同時に措置を実施。	—	—	—	内閣府行政刷新会 議事務局規制・制 度改革担当事務局 金融庁総務企画局 信用制度参事官室 (貸金業法) 厚生労働省社会・ 援護局地域福祉課 消費生活協同組合 事務局(地域生協 関係)
2. 基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援						
NPO等への 少額金融制度 の拡充(つな ぎ融資を含 む)	NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援する方策を年内を目途に検討する(寄附事業推進のための協働、融資の円滑化、財務・会計基盤整備、NPO等の評価等)。	<予算> ○ NPO等が公益性の高い事業を実施するための寄附募集への支援やつなぎ融資、融資利用の円滑化、活動基盤整備支援等を通じて、NPO等の自立的活動の後押しを引き続き実施(～24年度)(新しい公共支援事業)。	9百万円(平成 22年度補正予 算8,750百万 円)	879百万円	11百万円	内閣府政策統括官 付(経済社会シス テム担当)付参事 官(社会基盤担当)
NPOへの融 資(労金、信 金、NPOバン ク等)の際の NPOの評価 を実施する機 関との連携促 進	ソーシャルビジネス事業者に対する金融支援の促進に向けた取組を実施する。併せて、社会貢献型事業を支援するため、日本政策金融公庫に平成21年度に創設した融資制度の普及を図る。	<その他> ○ 地域金融機関の融資制度等を「ソーシャルビジネス ナビゲーションガイド 資金調達情報一覧」にまとめ、HP上で公表。「ソーシャルビジネスケースブック」では資金調達に関する事例を掲載。 ○ 平成24年度財投要求にて、日本政策金融公庫の融資制度における貸付利率を引き下げ。	—	—	—	経済産業省地域経 済産業グループ立 地環境整備課

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
社会貢献活動 事業への融資 や市民等から の寄附を新し い公共の活動 につなげる取 組の促進	NPO、社会的企業の人材・寄附などのマッチング機能の検討を含めた、地域SB／CB推進協議会（地域におけるソーシャルビジネス事業者及び支援者のネットワーク）の活動を促進する。	<p><予算></p> <p>○ 地域SB／CB推進協議会とも連携・協働しながら、ソーシャルビジネス(SB)と企業の協働や、企業のリソースとSBをつなげる中間支援機関の育成等を促進(地域新成長産業創出促進事業(平成23年度))。</p> <p>被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するSBを振興するため、地域SB／CB推進協議会とも連携・協働しながら、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、成果の普及啓発等を実施(東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出事業(平成24年度))。</p>	1,298百万円の内数	—	200百万円	経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課
地域コミュニ ティのソー シャルキャピ タルを高める 先進的な活動 の促進・支援	地域金融を活用したファンド等を通じて、地域コミュニティ振興に資する「地域の志ある投資」を促進することを年内を目途に検討する。	<p><予算></p> <p>○ 資金を地域住民から調達し、地域住民等によるまちづくり事業に助成を行う「まちづくりファンド」に対し、財団法人民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行い、住民参加型まちづくりの推進を引き続き図る。</p> <p>○ 「新しい公共」の担い手が、地域の資金や資源を自ら調達して、自立的・持続的にコミュニティ活動を行うことを支えるため、「新しい公共」の担い手による資金調達等の実証的な取組を支援。</p>	200百万円	—	200百万円	国土交通省都市局まちづくり推進課
		<p><その他></p> <p>○ 国交省、金融庁等が連携し、「地域の志ある投資」を促進する支援制度の方向性等について検討。</p>	123百万円の内数	—	107百万円の内数	国土交通省国土政策局地方振興課 国土交通省国土政策局地方振興課、金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室
	多様な主体が地域づくりを担っていけるよう、平成23年度から、自発的な地域づくり活動の支援の他、中間支援組織の育成支援に取り組む	<p><予算></p> <p>○ 「新しい公共」の担い手が、地域の資金や資源を自ら調達して、自立的・持続的にコミュニティ活動を行うことを支えるため、「新しい公共」の担い手による資金調達等の実証的な取組を支援(再掲)。</p> <p>○ 農業者、非農業者、NPO等多様な主体から構成される活動組織により、地域ぐるみで農地・農業用水等の保安全管理や農村環境の保全、老朽化した水路の長寿命化等を行う取組を支援。(平成23年度)</p> <p>平成24年度は、上述の活動に加え、水田への魚道の設置、畑地からの土壌流出を抑制するための植物の植栽などの高度な農地・水の保全活動への支援を強化。また、NPO等との協働も含めて、広域的視点から集落を支える体制を強化。(平成24年度)</p> <p>○ 東日本大震災で被災した農地周りの水路の補修等を支援。(平成23年度第3次補正)</p> <p>○ 食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を引き続き支援。</p> <p>○ 東日本大震災を契機に重要性が認識された「人と人の絆」を活かし、農村漁村コミュニティの維持・再生を図る自立的な取組を支援。</p>	123百万円の内数	—	107百万円の内数	国土交通省国土政策局地方振興課
			21,159百万円	—	25,324百万円	農林水産省農村振興局農地資源課
				617百万円	—	農林水産省農村振興局農地資源課
			1,703百万円	—	1,364百万円	農林水産省農村振興局都市農村交流課
			—	547百万円の内数	—	

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援	平成22年度から、ソーシャルキャピタルの形成につながる文化に対する投資を充実するとともに、「文化力」(文化芸術の創造性や魅力)を活用した都市戦略を支援する。	<予算> ○ 文化芸術の持つ創造性を活かして産業振興や地域活性化等に取り組む「文化芸術創造都市」の推進のため、先進的な取組を支援するとともに、国内ネットワークを構築・強化。	35百万円	—	34百万円	文化庁長官官房政策課
	劇場・音楽堂等の地域の核となる文化芸術拠点において、舞台芸術が創造・発信され、地域住民がそれらを楽しむことができるよう、平成22年度からその充実を図る。	<予算> ○ 地域の文化芸術活動の活性化と地域住民の鑑賞機会の充実、我が国の文化芸術の水準の向上を図るため、劇場・音楽堂等の文化施設が中心となり、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む、音楽・演劇・舞踊等の舞台芸術の制作、教育普及、人材育成事業等を引き続き支援。	1,896百万円	—	1474百万円	文化庁芸術文化課
NPOや非営利団体等の有する美術館・ホール等公共的な文化施設への固定資産税の減免や容積率の緩和の検討	NPOや非営利団体の有する美術館・ホール等公共的な文化施設への固定資産税の減免について、その必要性を含め、税制調査会において検討する。	<税制> ○ 公益法人が所有する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設について、固定資産税等の減免措置(課税標準2分の1)の適用期限を2年間延長(平成23年度税制改正)。	—	—	—	文化庁伝統文化課
3. 社会的活動を担う人材育成、教育の充実						
社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成		<予算> ○ 地域SB/ CB推進協議会とも連携・協働しながら、ソーシャルビジネス(SB)と企業の協働や、企業のリソースとSBをつなげる中間支援機関の育成等を促進(地域新成長産業創出促進事業(再掲、平成23年度))。 平成24年度は、被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するSBを振興するため、地域SB/ CB推進協議会とも連携・協働しながら、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、成果の普及啓発等を実施(東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出事業(再掲、平成24年度))。	1,298百万円の内数	—	200百万円	経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課
	企業内人材や社会人の活用・再教育、新たな人材の育成等を通じて、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉など身近な分野での取組みへの参加促進を推進するほか、リーダーとなりうる人材の育成を支援する。	○ 被災地域における円滑な復興まちづくりを推進するため、市町村や地域住民等へのまちづくり専門家派遣を支援する人材バンクを構築する。	—	10百万	—	国土交通省都市局まちづくり推進課
	地域ぐるみで多様な世代の立場の人々による学校教育等の支援の取組、学校・家庭・地域における教育の振興を図るPTAの取組、公立学校の地域活性化の拠点化への取組等を促進・支援する。	○ 防災ボランティア活動の環境整備のための調査・検討を行い、その情報発信等を実施することで、ボランティア活動に参加する人材の育成を引き続き支援。	15百万円	—	21百万円	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害予防担当)
		○ 生涯学習活動の成果を生かした社会づくりに取り組む行政、NPO等の団体、企業、大学等の人々が一堂に会する研究協議を実施するとともにそれらのネットワーク形成を引き続き促進。	58百万円	—	39百万円	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
		○ 地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」等の教育支援活動を支援するとともに、学校と地域の総合的な活性化を図るための情報収集・発信等に取り組む、学校と地域の協働を引き続き推進。 ○ スクールガード・リーダーの巡回指導、学校安全ボランティアの養成のほか、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を引き続き実施(地域ぐるみの学校安全体制の整備)。 経験の浅い養護教諭の1人配置校に退職養護教諭を派遣し、多様化する現代的な健康課題に対する指導助言を行うなどの取組を引き続き支援(スクールヘルスリーダー派遣)。	9,540百万円の内数	—	8,516百万円の内数	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成	地域ぐるみで多様な世代の立場の人々による学校教育等の支援の取組、学校・家庭・地域における教育の振興を図るPTAの取組、公立学校の地域活性化の拠点化への取組等を促進・支援する。	<p><予算></p> <p>○ 児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携など課題解決に向けた計画の策定、それに基づく具体的な取組に対して支援を行うとともに、その結果等についてを全国的な発信を行う。</p> <p>○ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の制度運用についての調査研究、協議会の開催等により、制度の一層の普及啓発等を引き続き図る。</p> <p><その他></p> <p>○ 公立学校の耐震化を進めるとともに、公立学校を拠点とした地域の活動が安心して行えるよう、文部科学省HP上で全国の廃校施設情報と活用ニーズのマッチングを行う仕組みを、平成22年9月より導入。(「みんなの廃校」プロジェクト)</p>	—	—	40百万円	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
	公民館、図書館等の社会教育施設を核にNPO等のネットワーク形成・連携を推進し、地域の課題に応える機能を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブを地域の拠点として、スポーツ、文化活動を担う地域住民の主体的な取組を推進する。	<p><予算></p> <p>○ 学校への「小学校体育活動コーディネーター」の派遣や拠点クラブにおけるトップアスリートの活用などを通じて、地域スポーツとトップスポーツの好循環を実現する。</p> <p>○ クラブ育成アドバイザーによる巡回・指導や総合型地域スポーツクラブに関する情報提供などの取組を実施することにより、地域密着型のスポーツの場である総合型地域スポーツクラブの全国展開を一層促進する。</p>	571百万円	—	582百万円	文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課
	NPO・NGO等との連携により、環境教育や持続可能な開発のための教育(ESD)活動を推進する。	<p><予算></p> <p>○ NGO等を含めたユネスコ事業の関係機関において、我が国の知見等を活かし、ESD活動に関する研修セミナー、交流会等を引き続き実施。</p> <p>○ 地域の抱える課題に対する効果的な取組事例の収集・提供や社会教育の振興方策の相談体制を整備するとともに、行政だけではなくNPOなどの民間が実証的共同研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。</p> <p>○ 国内のESD活動の活性化を図るため、「+ESDプロジェクト」等を実施し、ウェブ上に開設したESD活動のデータベースへの登録の促進、活動の実践者と支援者との連携を促す。</p>	86百万円	—	83百万円	文部科学省国際統括官付
			200百万円の内数	—	150百万円の内数	文部科学省初等中等教育局参事官付
			—	—	—	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課
			195百万円	—	137百万円	文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課
			86百万円	—	82百万円	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
			28百万円	—	21百万円	環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
ソーシャルイ ントラプレ ナー、ソー シャルベン チャーの育成	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、社会起業や社会的企業人材創出を支援するための「地域社会雇用創造事業」を実施。平成23年度末までに、選定12事業者による事業を展開する。	<p><予算></p> <p>○ 「地域社会雇用創造事業」(平成21年度補正70億円)を平成23年度末まで実施。さらに、被災地における起業と雇用を創造するため、「復興支援型地域社会雇用創造事業」(平成23年度3次補正32億円)を今年度中に開始し、被災地での起業支援と復興に役立つ人材の育成を重点的に支援(平成24年度末まで)。</p>	—	3,200百万円	—	内閣府政策統括官 (経済財政運営担 当)付参事官(産 業・雇用担当)付
	地域の中間支援機関の育成、ソーシャルビジネス事業者の他地域へのノウハウの移転、村おこしを行う若者等の発掘・育成等に関する先進的な取組みの展開支援を実施・拡充する。	<p><予算></p> <p>○ 地域SB/CB推進協議会とも連携・協働しながら、ソーシャルビジネス(SB)と企業の協働や、企業のリソースとSBをつなげる中間支援機関の育成等を促進(地域新成長産業創出促進事業(平成23年度))。</p> <p>被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するSBを振興するため、地域SB/CB推進協議会とも連携・協働しながら、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、成果の普及啓発等を実施(東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出事業(平成24年度))。(再掲)</p>	1,298百万円の内数	—	200百万円	経済産業省地域経 済産業グループ立 地環境整備課
	実証事業等を通じ、環境NPO等を事業型環境NPOや社会的企業として発展させていくための支援を行う。	<p><予算></p> <p>○ 持続可能な社会づくりに寄与する環境NPOのうち、財務基盤は十分ではないが積極的に活動を行っている団体を対象に、行政からの助成金等に頼らず環境保全活動を展開できるよう、活動の担い手に対しビジネスモデルを提供。</p>	59百万円	—	41百万円	環境省総合環境政 策局環境経済課民 間活動支援室
4. 国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成						
	行政が独占してきた「公」を企業、NPO等に関き、国民が積極的に公に参画することを重視する。このため、行政による直轄事業を見直し、企業、NPO等の参画を認める事業、民間資金等活用事業や公共サービス改革を進める事業を重視する。	<p><その他></p> <p>○ 「新しい公共」推進会議の提言により、各省庁において、提案型協働事業を積極的に導入するとともに、地方公共団体に対して同様の取組を促した。(→P. 11参照)</p> <p>○ PFI事業規模について2020年までに、少なくとも約10兆円以上の拡大を目指し、PFI対象施設の拡大、民間事業者による提案制度の導入、公共施設等運営権に係る制度の創設を内容とする改正PFI法が平成23年5月に成立。</p>	—	—	—	各省庁 内閣府民間資金等 活用事業推進室
		<p><予算></p> <p>○ 資金を地域住民から調達し、地域住民等によるまちづくり事業に助成を行う「まちづくりファンド」に対し、財団法人民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行い、住民参加型まちづくりの推進を引き続き図る(再掲)。</p> <p>○ 市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間主体によるまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等に対して、国が補助を行う。</p> <p><その他></p> <p>○ 平成23年通常国会において、民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動を促進する都市再生特別措置法の改正を実現。</p>	200百万円	—	200百万円	国土交通省都市局 まちづくり推進課
民間提案型の 業務委託、市 民参加型の公 共事業等につ いての新しい 仕組みを創設	都市・まちのリニューアル・維持管理において、PPP(パブリックプライベートパートナーシップ)の導入を加速するため、今年度からそのための環境整備を進める。	<p><その他></p> <p>○ 平成23年通常国会において、民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動を促進する都市再生特別措置法の改正を実現。</p>	—	—	—	国土交通省都市局 まちづくり推進課
			—	—	182百万円	国土交通省都市局 まちづくり推進課

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
事業仕分けの中で、事業の停止・縮減のみならず、独法や公益法人から、NPO等への業務運営等の移管を検討	行政刷新会議ワーキンググループにおいて、独立行政法人や政府系の公益法人等が行う事業を対象とした事業仕分けを通じて、誰が事業を実施する主体として適切かといったこと等について検証を行う。その上で、これら法人に関する制度・規制等の見直しを進める。	<p><その他></p> <p>○ 事業仕分けの評価結果等を踏まえ、独立行政法人については、実施主体の検討を含め、独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、講ずべき措置についてとりまとめた。現在、独立行政法人の制度・組織の見直しを検討。政府系公益法人についても、これまで各政府系公益法人に対する支出や権限付与を見直し、その結果を公表(平成23年7月12日)。</p>	—	—	—	内閣府行政刷新会議事務局 内閣府行政改革推進室 内閣府大臣官房公益法人行政担当室
市民セクターと政府の連携に関する包括協定(日本版コンパクト)	民間の創意工夫が活きる公共サービスとするため、公共サービス改革基本方針を決定する。また、「新しい公共」を支える多様な担い手からなる総理主催の会議をこの夏にも設置し、公共サービス分野での包括的連携に関するガイドライン(日本版コンパクト)の検討に着手する。	<p><予算></p> <p>○ 平成22年10月に、「新しい公共」円卓会議の後継会議として、総理主催の「新しい公共」推進会議を設置。野田内閣においても、引き続き総理主催により開催し、新たなフェーズとして「新しい公共」を推進する。</p>	14百万円	—	12百万円	内閣府政策統括官付(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付
フルコストリカバリー(直接経費と間接経費)による質の高いサービス提供		<p><その他></p> <p>○ 平成23年7月15日に公共サービス改革基本方針の改定を閣議決定</p>	—	—	—	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付公共サービス改革推進室
委託業務等における概算払いの積極的導入やつなぎ融資の実施	地域SB/CB推進協議会(地域におけるソーシャルビジネス事業者及び支援者のネットワーク)を通じた自治体等との連携を促進する。	<p><予算></p> <p>○ 地域SB/CB推進協議会とも連携・協働しながら、ソーシャルビジネス(SB)と企業の協働や、企業のリソースとSBをつなげる中間支援機関の育成等を促進(地域新成長産業創出促進事業(平成23年度))。 被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するSBを振興するため、地域SB/CB推進協議会とも連携・協働しながら、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、成果の普及啓発等を実施(東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出事業(平成24年度))。(再掲)</p> <p><その他></p> <p>○ 地域SB/CB推進協議会と連携し、自治体等との連携を含め、ソーシャルビジネスのグッドプラクティスを「ソーシャルビジネス・ケースブック」にまとめ、平成23年3月に公表。</p>	1,298百万円の内数	—	200百万円	経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課
		<p><その他></p> <p>○ 地域SB/CB推進協議会と連携し、自治体等との連携を含め、ソーシャルビジネスのグッドプラクティスを「ソーシャルビジネス・ケースブック」にまとめ、平成23年3月に公表。</p>	—	—	—	経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課
	NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援する方策を年内を目途に検討する。	<p><予算></p> <p>○ NPO等が公益性の高い事業を実施するための寄附募集への支援やつなぎ融資、融資利用の円滑化、活動基盤整備支援等を通じて、NPO等の自立的活動の後押しを引き続き実施(～24年度)。</p>	9百万円(平成22年度補正予算8,750百万円)	879百万円	11百万円	内閣府政策統括官付(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
5. その他の「新しい公共」の推進方策						
(1)「地域市場」の創成						
子ども手当の一部を財源として、自治体がパウチャーターを発行し、活用することで、NPO等の活躍の場を拡大し、ソーシャルキャピタルの高い地域を形成する。	子ども・子育てを社会全体で支援する包括的・一元的なシステムの構築を検討している子ども・子育て新システム検討会議等において、現金給付と現物給付の組合せ等を含め、市町村の裁量で一体的に提供する仕組みなど具体的な制度設計を運用上の問題点も含めて検討する。なお、23年度以降の子ども手当については、政府全体で議論し、予算編成過程で結論を得る。	<p><その他></p> <p>○ 子ども・子育て新システムの設計については、平成23年7月の基本制度ワーキングチームにおける中間とりまとめ等を踏まえ、引き続き、現金給付と現物給付の組合せや費用負担のあり方などの検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに法律案を提出する予定。</p> <p>平成23年度前半の子ども手当については、平成22年度子ども手当支給法を半年間延長し、同年度後半については、同年8月の3党合意を踏まえ支給額等を見直した。平成24年度以降については、平成23年12月20日の4大臣合意に基づき、所要の法律案を第180回通常国会に提出予定。</p>	—	—	—	内閣府政策統括官(共生社会担当)付参事官 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 少子化対策企画室 文部科学省大臣官房総務課
(2) 社会イノベーションを促進する仕組みによるソーシャルキャピタルの高いコミュニティ作り						
政府、NPO、その他の関係者からなる協議会を設置し、社会イノベーションのモデル(規制改革、公的支援等)を今年度中に提示し、民間事業者や地方が応募する仕組みを検討する。	<p><予算></p> <p>○ 「新しい公共支援事業」の中で、社会イノベーションの推進のためのモデル事業に助成し、必要な規制改革、公的支援等についての検討を引き続き行う(新しい公共支援事業(再掲))。</p>	9百万円(平成22年度補正予算8,750百万円)	—	11百万円	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付	
社会イノベーションを促進するために必要な規制改革及び公的支援等を一体として実施する総合特区等について、平成23年度に決定できるよう検討を進める。これらの施策については広く提案募集するとともに関係府省、地方公共団体、NPO等関係者の意見交換を行うような仕組みを検討する。	<p><予算></p> <p>○ 総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、総合特区推進調整費により引き続き機動的に補完。</p> <p>○ 総合特区に関する計画に基づく民間事業を支援するために引き続き利子補給(総合特区支援利子補給金)。</p> <p><税制></p> <p>○ 社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該年度の総所得から、投資額(2,000円を超える部分)を控除できる制度を平成23年度から運用(平成23年度より)。</p> <p><その他></p> <p>○ 社会イノベーションを促進するために必要な規制改革及び公的支援等を一体として実施する総合特区制度については、平成23年6月22日に法が成立したところであり、総合特別区域の第1次指定を平成23年12月に行った。</p> <p>○ 新しい公共等、多様な主体との協働により都市再生を推進していくことを含めて検討を行い、平成23年2月、都市再生基本方針の改定を閣議決定。</p>	15,251百万円	—	14,004百万円	内閣官房地域活性化総合事務局 内閣府地域活性化推進室	
			—	—	—	内閣官房地域活性化総合事務局

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
6. 企業の公共性について						
企業の公共性 や社会性に目 を向けた経営 を支援する環 境の整備	企業が、「次世代育成支援」を社会的責任(CSR)の主要な柱のひとつとして位置付け、売上高の一部を還元した寄附や学校教育支援等の次世代育成支援活動を促進するよう、そのための支援策や社会的評価を高めるための施策等を推進する。	<p><その他></p> <p>○ 被災地域の児童生徒等がより必要な支援を受けやすくするために、被災者・被災地域ニーズと企業・団体等が提供可能な支援を相互に閲覧できるポータルサイト「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」を開設・運営し、両者のマッチングを支援</p>	—	—	—	文部科学省生涯学習政策局政策課
		<p><予算></p> <p>○ 企業の事業継続計画(BCP)の策定・運用を推進し、企業等の多様な主体の参加による地域の防災力の向上に引き続き寄与。</p>	30百万円	—	29百万円	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害予防担当)
	企業が、企業自身の成長に資するような、ソーシャルマーケティングを促進するための取組について検討する	<p><予算></p> <p>○ 地域SB/CB推進協議会とも連携・協働しながら、ソーシャルビジネス(SB)と企業の協働や、企業のリソースとSBをつなげる中間支援機関の育成等を促進(地域新成長産業創出促進事業(平成23年度))。 被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するSBを振興するため、地域SB/CB推進協議会とも連携・協働しながら、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、成果の普及啓発等を実施(東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出事業(平成24年度))。(再掲)</p>	1,298百万円の内数	—	200百万円	経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課
社会的課題を 解決するため にビジネスの 手法で活動す る事業主体を 「新しい公共」 の重要な担い 手として育成 する観点から、 ソーシャル・ビ ジネス・ネッ トワークを拡 充	幅広い関係機関によりソーシャルビジネス推進ネットワークを平成22年度中に立ち上げ、ソーシャルビジネス活性化に向けた様々な活動を推進する。	<p><その他></p> <p>○ ソーシャルビジネス事業者が中心となった全国規模のネットワーク組織「一般社団法人ソーシャルビジネスネットワーク」が平成22年12月に設立、平成23年4月に法人化し、活動を本格化。</p>	—	—	—	経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課
	NPO等の非営利法人型のソーシャルビジネスでも活用可能な中小企業支援策等をまとめ、普及・啓発するとともに、ソーシャルビジネス振興に向けて、地域の商工団体等と連携を促進する。	<p><その他></p> <p>○ ソーシャルビジネスを起業・経営する際のツールをまとめた「ソーシャルビジネス・ナビゲーションガイド」やソーシャルビジネスをサポートする支援機関等のデータベースを平成22年度に公表済</p>	—	—	—	経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
II. 「新しい公共」推進会議における提案と制度化等に向けた政府の対応に係る各府省の取組状況						
1. 政府と市民セクターとの関係のあり方						
(1) 多様な「新しい公共」の担い手(以下、「担い手」)の参画						
提案型協働事業の導入促進	<p>各省庁において、提案型協働事業を積極的に導入する。その際、提案型協働事業として実施する事業について、提案者との調整の役割を果たす担当課を明確化する。毎年度、当該事業の実績について、内閣府において取りまとめ「新しい公共」推進会議に報告する。</p> <p>地方自治体に対し、提案型協働事業の導入及び拡大により、市民のニーズを踏まえつつ、担い手による創意工夫を発揮しやすい形で事業を実施するよう促す。</p> <p>(注) 提案型協働事業には、委託、補助、助成等のほか、市民セクターと行政と一緒に政策や事業の枠組みを検討する等の予算を伴わない協働の取組も含む。</p>	<p><その他></p> <p>○ 提案型協働事業として、以下の事業を実施することとしている。また、提案型協働事業のさらなる導入について、引き続き検討を行う。</p> <p>①新しい公共支援事業【内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付】</p> <p>②復興支援型地域社会雇用創造事業【内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(産業・雇用担当)付】</p> <p>③地域連携保全活動【環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室】</p> <p>④環境政策提言事業【環境省総合環境政策局環境経済課】</p> <p>⑤電子経済産業省構築事業【経済産業省商務情報政策局情報プロジェクト室】</p> <p>○ また、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し、提案型協働事業の積極的導入を促すとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。</p>	①9百万円(平成22年度補正予算8,750百万円) ②- ③- ④9百万円 ⑤751百万円	①879百万円 ②3,200百万円 ③-	①11百万円 ②- ③211百万円の内数 ④9百万円 ⑤384百万円	各府省庁 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付
参画機会の確保	<p>各省庁において、ホームページ等で国民から施策全般について広く意見募集を行う。特に、提案型協働事業に関する提案を受け付けることや、そのうち予算要求前に受け付けた提案については、提案型協働事業の担当課が予算要求を行う際に考慮することを明記する。</p> <p>地方自治体に対して、予算要求前の政策提案受付等により、市民のニーズを踏まえつつ、担い手による創意工夫を発揮しやすい形で参画機会を確保するよう促す。</p> <p>各省庁において、平成24年度から、市民セクターが応募することのできる事業について、情報を集約し、各府省庁のウェブサイトで公表する。</p> <p>地方自治体に対して、同様の取組を行うよう促す。</p>	<p><その他></p> <p>○ 広く国民からの政策に対する意見を受け入れるため、パブリックコメント等を実施するとともに、HP等において国民が簡単に意見を述べることのできる意見募集の仕組みを導入。また、市民セクターが応募することのできる事業の情報収集を行っているところ。</p> <p>さらに、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し、同様の取組を促すとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。</p>	-	-	-	各府省庁
(2) 適切な担い手の選定						
参入規制の緩和	<p>公共サービスの提供における多様な担い手の参加の重要性に鑑み、法令で特定の法人を事業主体として規定している規制・制度の見直しについて検討する場合は、公共サービスの質の向上を促す観点から、政策目的等に配慮しつつ、NPO法人を含め多様な主体が参入できるようにすべきか否かも含め、検討を行う。</p>	<p><その他></p> <p>○ 平成23年9月に行政刷新会議の下の「規制・制度改革に関する分科会」の第3期の活動を開始した。同年11月に「規制・制度改革に関する分科会(第3クール)の進め方」を決定し、これに基づき検討を行っているところ。</p>	-	-	-	内閣府行政刷新会議事務局規制・制度改革担当事務局
総合評価方式、企画競争の促進及び幅広い社会的価値への配慮	<p>担い手の専門性やノウハウ等を活かすため、総合評価落札方式など、価格と質を考慮した事業者の選定手法について、特に社会的価値を評価する際の考え方を含め、適用できる対象や評価の方法などについて調査する。</p> <p>地方自治体に対し、国の調査を参考に、調達における事業者の選定に際して社会的価値を評価するよう促す。</p>	<p><その他></p> <p>○ 社会的価値の評価を含め、総合評価落札方式の実施全般に関する問題点・課題の洗い出し、論点整理を行った後、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく総合評価落札方式の適用対象や評価方法の見直しなど、改善策の立案を行う。</p> <p>また、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し、協働相手の選定における事業の内容に応じた社会的価値の考慮等を促すとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。</p>	-	-	-	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付公共サービス改革推進室、参事官(総括担当)付

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
指定管理者制度の運用にあたっての趣旨の徹底	指定管理者制度の運用にあたって、単なる価格競争ではなく、担い手の専門性やノウハウを適切に評価しつつ、公共サービスの水準を確保する上で最も適切なサービスの提供者が指定されるよう、指定管理者制度の運用状況について調査を行い、公表する。	<その他> ○ 指定管理者制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、改めて制度の適切な運用に努められるよう、平成22年12月28日付けで「指定管理者の運用について」を发出し、技術的助言を行った。 指定管理者の導入状況の調査を3年に1度の間隔で行っており、その調査の中で、どのように技術的助言の効果を把握できるか検討する。	-	-	-	総務省自治行政局 行政経営支援室
(3) 適切な契約のあり方						
契約書の作成にあたっての対等性の確保 仕様書や契約書の柔軟化と成果目標の明確化	契約書を作成する際、漫然と前例を踏襲することなく、事業の内容や性格を十分考慮した上で、可能な限り、成果物の帰属、契約の解除権・違約金徴収権、損害賠償責任等に関して、担い手に政府と対等の権利や義務を付与するよう努める。 地方自治体に対して、同様の取組を促す。	<その他> ○ 契約における対等性の確保、前金払や概算払に係る受注者の申請への適切な対応等について部内に通知を发出するなど、これらの取組の普及・徹底に必要な措置を講じている。 また、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し同様の取組を促すとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。	-	-	-	各府省庁
複数年度を視野に入れた契約の推進	国庫債務負担行為の対象分野や適用の考え方について検討を進める。 地方自治体に対して、長期継続契約の取組みを拡大することを検討するよう促す。	<その他> ○ 国庫債務負担行為の対象分野や適用の考え方について検討を進める。 また、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し同様の取組を促すとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。	-	-	-	内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)付公共サービス改革推進室、参事官(総括担当)付
(4) 適切な積算・支払のあり方						
コストの把握及び適切な間接費等の積算	平成23年度から、業務フロー・コスト分析の試行を行うとともに、分析結果に基づく対応指針を作成し、各府省等に提示する。 地方自治体に対して、政策コストを把握する取組を推進するよう促す。	<その他> ○ 国及び独立行政法人等で実施されている業務フロー・コスト分析の導入事例を収集。業務フロー・コスト分析の手順、分析のために必要な書類様式及び計算ツールの作成を行い、試行的な業務フロー・コスト分析を行う。これらの分析結果を踏まえ、対応指針を作成し、各府省庁に提示する。 また、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し左記の取組を促すとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。	-	-	-	内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)付公共サービス改革推進室、参事官(総括担当)付
	新しい公共支援事業等に関して、業務委託における間接費計上の事例等について把握する。 地方自治体に対して、こうした事例等について啓発を行う。	<予算> 新しい公共支援事業等に関して、業務委託における間接費計上の事例等についての調査を実施中。	9百万円	-	-	内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)付参事官 (社会基盤担当)付
支払方法の適正化	資金余力のないNPO等が事業に参画できるよう、前金払や概算払が可能な費目について、受注者からの申請に適切に対応し、実施することについて検討する。 また地方自治体に対して、同様の取組を促す。	<その他> 契約における対等性の確保、前金払や概算払に係る受注者の申請への適切な対応等について部内に通知を发出するなど、これらの取組の普及、徹底に必要な措置を講じた。 また、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し同様の取組を促すとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。	-	-	-	各府省庁
(5) 多様な利用者ニーズに応える多様なサービス提供に向けた制度(バウチャー制度)の推進						
バウチャー制度の推進	地方自治体に対し、利用者の選択の幅を広げる仕組みとしてのバウチャー制度の導入事例について周知する。	<その他> ○ 地方公共団体を対象とした施策説明会において、バウチャー制度の導入事例について周知を図る。	-	-	-	内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付、総務省自治行政局地域政策課

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
(6) 政府と市民セクターの人材交流の促進と市民セクターの人材育成						
政府と市民セクター間での 人材交流の促進	<p>給与の一定割合を国から支給して、国家公務員がNPO法人等の活動に従事することを可能とするよう取り組む。</p> <p>今後の課題として、給与を国から支給して国家公務員をNPO法人等に派遣するための法令の整備について検討を進める。</p>	<p><その他></p> <p>○ 各府省のニーズ、受入れ可能なNPO法人、現行の休職制度等と統合的な法的枠組みの在り方等について調査を行い、制度の実現可能性を含めて検討を進めているところ。</p>	—	—	—	内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)付参事官 (総括担当)付
	<p>地方公務員については「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づきNPO法人等への職員の派遣を行う場合に、法律に定める要件を満たす場合には、条例で定めるところにより、地方自治体から給与を支給した上で、職員を派遣することによる人事交流ができることについて周知を図る。</p>	<p><その他></p> <p>○ 都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し左記について周知を行うとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。</p>	—	—	—	内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)付参事官 (総括担当)付
市民セクターにおける人材 育成の促進	<p>新しい公共支援事業を活用し、市民セクターが採用や教育を行い、安心して働き続けられる環境を形成するための財政基盤の強化や、例えば、地域の退職者の能力を市民セクターにおいて活用するための中間支援組織等の活動などの、市民セクターの人材育成活動を支援する。</p>	<p><予算></p> <p>○ 新しい公共支援事業において、財政基盤の強化については、ファンドレイジングセミナー(山形県など)、収益事業展開に向けた経営強化プログラム(福岡県など)など、人材育成については、ボランティア・コーディネーターの育成(千葉県など)、専門知識を持つ人材の募集・登録・マッチングに向けた取組(福岡県)など、各都道府県で幅広く実施されている。(新しい公共支援事業(再掲))</p>	9百万円(平成22年度補正予算8,750百万円)	879百万円	11百万円	内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)付参事官 (社会基盤担当)付
	<p>税理士、公認会計士が、自発的に市民セクターの経営基盤を支える活動に貢献するよう、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会に対し依頼する。</p>	<p><その他></p> <p>○ 平成23年10月13日に日本税理士会連合会に対して、税理士が自発的に市民セクターの経営基盤を支える活動に貢献する必要性を説明するとともに、税務の専門性を活かした施策を推進するよう依頼した。</p> <p>○ 平成23年10月12日に日本公認会計士協会に対して、公認会計士が、自発的に市民セクターの経営基盤を支える活動に貢献するよう依頼した。</p>	—	—	—	国税庁総務課税理士監理室税理士係 金融庁総務企画局 企業開示課
	<p>各省庁において、職員の市民活動への参加を奨励するよう努める。</p> <p>地方自治体に対し、地方公務員の市民活動への参加を促す。</p> <p>労働者が地域活動やボランティア活動等へ参加することが可能となるような特別な休暇制度について、普及を図る。</p>	<p><その他></p> <p>○ 各省庁の職員に対してボランティア休暇に関する周知や、ボランティアへの積極的参加の呼びかけ等を実施。</p> <p>また、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し同様の取組を促すとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。</p> <p><予算></p> <p>○ 地域活動やボランティア活動への参加に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主等を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成等により、その普及を引き続き図る。</p>	— 68百万円	—	— 66百万円	東日本大震災復興 対策本部事務局、 各府省庁 内閣府政策統括官 (経済社会システム 担当)付参事官 (総括担当)付 厚生労働省労働基 準局労働条件政策 課

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
(7) 政府と市民セクターとの関係のあり方に関する今後の検討課題						
政府と市民セクターとの協約の締結に関する考え方に係る検討	「新しい公共」推進会議において大きな方向性を議論し、必要があれば専門調査会において検討する。	<p><予算></p> <p>○ 「新しい公共」推進会議における検討等に活用するため、「新しい公共」を支える制度等に関して、諸外国の制度の研究も含め、必要な調査・分析を引き続き実施(再掲)。</p>	22百万円	—	14百万円	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付
「新しい公共」を支える法人制度のあり方に係る検討	社会的企業を始めとした担い手が、それぞれの特性を活かしつつ、社会的活動をより円滑に行うことができるようにするため、既存の法人制度との整合性に配慮しつつ、新たな法人制度を設置する場合のメリットなど、「新しい公共」を支える法人制度のあり方について専門調査会で引き続き検討を進める。					
休眠預金の活用に係る検討	担い手を金融面から支える活動基盤整備を進める上で、諸外国における、長期にわたって引き出しや預け入れ等のない預金を社会的サービスの財源として役立てるような動きも参考とし、休眠預金の活用による担い手への支援の導入を行うべきか否かを含め専門調査会で検討する。					
2. 情報開示・発信基盤の整備						
(1) NPO法人に関する閲覧情報のインターネットでの開示						
(2) 自由に利活用できる行政サービスとしての基本情報の整備						
(3) 市民の安心・安全確保のための情報連携						
NPO法人に関する閲覧情報のインターネットでの開示	平成25年度から運用を開始する予定の内閣府の新NPOポータルサイトについて、今年度から都道府県等の協力を得て、取組可能なものからプログラムの修正等の整備に着手等	<p><予算></p> <p>○ 「新しい公共」の重要な担い手であるNPO法人の情報開示・発信基盤としての新NPO法人ポータルサイトの整備について、「新しい公共」推進会議の提言において提示された論点を踏まえながら、平成24年度初めからの稼働に向けて準備中。</p>	—	—	40百万円	内閣府大臣官房市民活動促進課
NPO法人に関する閲覧情報の電子化・標準化						
基本情報の整備とその範囲の確定						
基本情報の提供体制の整備	基本情報に係る行政とNPO法人の入力の分担については、電子データ化の進捗状況や業務負担等を勘案し、行政と法人の間で実情に応じた対応を行う等					
最新情報のアップ・デート		<p><その他></p> <p>○ 平成23年11月、「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」において計算書類等の様式例を盛り込んだ報告書をとりとまとめた(再掲)。</p>	—	—	—	
市民からの苦情等への対応	認証や認定の取消情報の開示については、内閣府NPOポータルサイトの改善の際に検討する。					

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
(4) 情報開示を促進し、発信基盤を強化する仕組みの構築						
NPO法人の自発的な情報開示を推進する環境の整備	NPO法人が自発的に情報開示していくために必要なITリテラシーの向上努力を、新しい公共支援事業等を通じて支援する。	<予算> ○ 新しい公共支援事業により、NPO向けICT指導者養成講座(山梨県)、情報発信のための動画活用講座(高知県)など、広く実施されている(新しい公共支援事業(再掲))。	9百万円(平成22年度補正予算8,750百万円)	879百万円	11百万円	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付
新しい公共支援事業を通じた団体情報の開示	NPO等の情報開示を推進するため、新しい公共支援事業の支援対象者等に対し、原則として運営委員会による選定後3か月以内に、標準開示フォーマットの情報を開示することを要請しているところであり、このような取組みを通じ、都道府県と協力して支援対象者等の積極的な情報開示を促す。その際、開示情報は各都道府県から発信することとし、併せて内閣府のサイトで統合的にリンクしてみられるようにする(ワーキンググループ標準開示フォーマット参照)。	<予算> ○ 内閣府の新しい公共支援事業ホームページ内に、都道府県ごとの支援対象団体情報ページへのリンクをまとめたページを作成し、支援対象団体等の情報を開示中(新しい公共支援事業(再掲))。 http://www5.cao.go.jp/npc/unei/johokajji.html	9百万円(平成22年度補正予算8,750百万円)	879百万円	11百万円	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付
官民連携した情報交流の場づくり	官民連携・協力した情報交流の仕組みづくりやフェイス・ツー・フェイスの交流の場づくりを新しい公共支援事業を通じて支援する。	<予算> ○ 新しい公共支援事業により、協働なんでも相談会(愛知県)、「CSOフォーラムさが2011 in とす」(佐賀県)、異分野NPO等交流会(長崎県)など、広く実施されている(新しい公共支援事業(再掲))。	9百万円(平成22年度補正予算8,750百万円)	879百万円	11百万円	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付
3. 被災者支援活動等に関する制度等のあり方						
(1) 当事者たちの議論による復興プランの作成及び情報発信						
「熟議」による復興の街づくりの促進及び必要に応じた支援の実施	地方自治体を通じて、「新しい公共」の担い手、地域住民自ら、さらには地域外に居住している当該地域の出身者等幅広い関係者が参加する「熟議」の取組を促すため、必要に応じて新しい公共支援事業を通じた支援を行う。	<予算> ○ 東日本大震災被災地域等において、支援拠点の整備、まちづくり支援などに対する「新しい公共」の担い手の取り組みを引き続き支援(~24年度)。それらの取り組みの際に「熟議」に留意するよう、事業ガイドラインに明示。 なお、23年度補正予算において、被災3県(岩手・宮城・福島県)の新しい公共支援事業基金の積み増しを措置。(新しい公共支援事業(再掲))	9百万円(平成22年度補正予算8,750百万円)	879百万円	11百万円	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付
(2) 個人、企業、団体等の持つ力・ノウハウの結集						
①「個人の力」の結集						
・公務員の現場での活動の促進	一定期間実務から遠ざかっていた教員、看護師、カウンセラー、介護福祉士、社会福祉士等の資格保持者を対象に、必要な研修の機会が得られる環境を整備する。	<その他> ○ 一定期間実務から遠ざかっていた教員免許所有者を含め、採用教員に対して、各任命権者の判断により、初任者研修を実施。 <予算> ○ 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)の確保を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介、潜在看護師等への研修など、再就業の促進等の施策を実施する都道府県ナースセンター事業の活動を引き続き支援・指導する。 <その他> ○ 資格を有しながら福祉・介護サービスに就業していない介護福祉士、社会福祉士等の潜在的有資格者に対する再就業のための研修を実施。	—	—	—	文部科学省初等中等教育局教職員課
・資格保持者の能力を有効活用できる環境の整備			114百万円	—	114百万円	厚生労働省医政局看護課
			—	—	—	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
②「企業の力」の結集 ・被災直後の効率的な物流体制の迅速な構築 ・企業の再興及び創業に対する支援	<p>広域災害時における緊急物資輸送等において民間事業者のノウハウや施設を活用できるようにすべく、国、地方自治体、物流事業者等を構成員とする協議会を開催し、国の示した災害時物流のあり方に基づき「物流計画」を策定し、この「物流計画」を各地域の防災計画に反映させる。また、災害時に物流拠点施設とされた物流施設へのハード面・ソフト面の対策を検討する。</p> <p>平成23年度第1次補正予算等により、資金繰り対策や施設復旧支援等を実施。二重ローン問題に関しては、6月17日に発表された「二重債務問題への対応方針」を基に具体的方針を検討する。</p>	<p><予算></p> <p>○ 今回の東日本大震災において明確となった災害時における物流の問題点を踏まえ、今後大規模災害の発生が想定される地域において、官民で災害に強い物流体系について議論する協議会の設置や災害時の広域物資拠点施設の整備等、災害に強い物流システムの構築を引き続き支援する。</p> <p>○ 二重ローン問題の早期解決のため、債権買取等を行う新たな「産業復興機構」及び「産業復興相談センター」を設立すべく、被災各県や地域金融機関と調整を進めてきた。青森、岩手、宮城、福島、茨城では「センター」が設立されており、岩手、宮城、福島、茨城では既に「機構」が設立されている。加えて、岩手では11月17日に債権買取の第1号案件を決定済み。また、上記5県の「センター」で、延べ1,066件の相談(12月26日時点)を既に受け付けている。引き続き「センター」及び「機構」を通じた被災事業者支援等に取り組む。また平成24年度予算において、被災中小企業の債権の買取等を行う「産業復興機構」の運営に係る事務経費の一部を補助することにより、中小企業等の再生を支援する。</p>	—	438百万円	14百万円	国土交通省総合政策局物流政策課
③様々な「社会の担い手組織の力」の結集 ・日本型社会的協同組合の制度の検討 ・「新しい公共」の担い手との協働による地方自治体の業務の実施 ・地域ぐるみの被災者受け入れ	<p>社会的企業を始めとした担い手が、それぞれの特性を活かしつつ、社会的活動をより円滑に行うことができるようにするため、既存の法人制度との整合性に配慮しつつ、新たな法人制度を設置する場合のメリットなど、「新しい公共」を支える法人制度のあり方について専門調査会で引き続き検討を進める。(再掲)</p> <p>新しい公共の担い手と地方自治体との協働の事例について、地方自治体に取組を促す。</p> <p>地方自治体が中心となり、「新しい公共」の様々な担い手が協働して、地域ぐるみで被災者を受け入れる取組を行っている事例について、地方自治体に周知を図る。</p>	<p><予算></p> <p>○ 「新しい公共」推進会議における検討等に活用するため、「新しい公共」を支える制度等に関して、諸外国の制度の研究も含め、調査・分析を引き続き実施(再掲)。</p> <p>○ 新しい公共支援事業では、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」として、新しい公共の担い手と地方自治体が協働して行う先進的な取組を採択し支援することとしており、これらの取組の成果を全国に普及することとしている(新しい公共支援事業(再掲))。</p>	22百万円	—	14百万円	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付
(3)「新しい公共」による支援を応援する資金面での環境整備						
指定寄附金の拡充	<p>震災に係る指定寄附金の指定については、助成型等の各種の公益的な法人についても、その適格性、有効性が認められるものについては、法人の形態にかかわらず迅速に指定する。今後、大災害が発生した時には、今回の措置も踏まえた適切な指定寄附金の迅速な指定に努める。</p>	<p><その他></p> <p>○ 東日本大震災への対応として、平成23年3月15日から順次、ボランティア団体等が行う被災者支援活動のために中央共同募金会が募集する寄附金、被災者支援活動を自ら行う認定特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人が募集する寄附金等を指定寄附金として指定(再掲)</p>	—	—	—	財務省主税局税制第三課
新たな仕組みによる寄附の促進	<p>「負担付きの寄附」でなければ、事前に議会の議決がなくても寄附を受入れ、施設や事業等に寄附者の名前を付すことができることについて、地方自治体に周知を図る。</p>	<p><その他></p> <p>○ 地方自治体と調整の上、「企業等からの地方自治体等への寄附の方法について」(平成23年4月12日被災者生活支援特別対策本部)により、寄附を行うことで施設等に寄附者の名前を付すことが可能であること等について、一般向けに周知を実施。</p>	—	—	—	東日本大震災復興対策本部事務局

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
(4) 新しい地域づくり支援のための総合的な支援拠点の整備						
被災者支援や復興に向けた支援拠点及びそれを支えるプラットフォームの設置とそれらを支える方策の検討	各支援拠点、各プラットフォームの事業概要や事業主体等が定まった時点で、国として各々の持続的活動を支援するため、これらに対する寄附金を指定寄附金として指定することや、立ち上げ段階で必要に応じ新しい公共支援事業等を活用するなど、「熟議」の実施を含めたこれらの取組を支援する方策について検討する。また、ニーズに応じ全国の地方自治体やNPO等から経験のある専門的人材の派遣を検討する。	<p><予算・その他></p> <p>○ 東日本大震災への対応として、平成23年3月15日から順次、ボランティア団体等が行う被災者支援活動のために中央共同募金会が募集する寄附金、被災者支援活動を自ら行う認定特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人が募集する寄附金等を指定寄附金として指定(再掲)。</p> <p>○ 東日本大震災被災地域等において、支援拠点の整備、まちづくり支援などに対する「新しい公共」の担い手の取り組みを引き続き支援(~24年度)。なお、23年度補正予算において、被災3県(岩手・宮城・福島県)の新しい公共支援事業基金の積み増しを措置(新しい公共支援事業(再掲))。</p> <p>○ 地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による被災住民と連携した行政サービスの代行・補完等の推進のため、中間支援組織が実施するコーディネート業務やそのサポート活動に対し支援。</p> <p>○ 地域医療に基大な被害を受けた地域において、切れ目なく医療サービスの提供を行う新たな体制を構築するため、被災3県が策定する医療の復興計画に基づく事業に対して財政支援を行う。この中で、全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」が実施する被災地の医療機関への医師等の派遣を、県の判断により財政支援。</p>	—	—	—	財務省主税局税制第三課
			9百万円(平成22年度補正予算8,750百万円)	879百万円	11百万円	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付
			—	198百万円	—	国土交通省国土政策局地方振興課
			—	72,000百万円	—	厚生労働省医政局指導課
(5) 情報の連携と企業/NPO等/自治体の協力体制の推進						
「情報連携・流通基盤」の整備	NPO、企業、行政等の間での平時の情報連携に加え、災害時を想定して、データフォーマットやプロトコルの標準化、認証プロセスについての合意など、事前に機関や組織による情報発信や情報連携がスムーズにできるような体制の整備について検討する。「情報連携・流通基盤」を整備し、異なるタイプの機関や組織による情報のアクセス、流通、認証などの情報連携を可能にする仕組みについて、一定の基本部分については国が主導して情報基盤を用意することを含めて検討する。健康・医療の個人情報に蓄積し、必要に応じて本人や医師による閲覧・検索を可能にする仕組みを構築する。	<p><予算></p> <p>○ 各分野内で閉じた形で活用されているデータや埋没している情報を、社会全体で活用できるような「オープンデータ環境」を整備するため、「情報流通連携基盤共通API」の開発・実証を行う。</p> <p>○ 以下の(1)(2)のモデルケースにおいて実証実験を実施しつつ、多様な情報の流通・利活用のためのガイドラインの策定に向け取り組む。 (1) 災害時の生活安全の確保に資する精密ハザードマップの作成等を実現するための、地盤情報を活用したクラウドサービスの開発推進 (2) 食の安全性の確保に資する、食品トレーサビリティ情報の効率的な記録・活用の推進</p> <p>○ 平成24年度に、被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤の構築について支援。</p> <p>○ 平成24年度に、レセプトデータを活用した医療資源の効率化を実現するための方策や、「シームレスな地域連携医療の実現」等、広域的な医療情報連携を実現するための標準的仕様を検討するため、国内外の事例等を調査。</p>	—	—	150百万円	総務省情報流通行政局情報流通振興課
			—	—	601百万円	総務省情報流通行政局情報流通振興課
			—	3,300百万円の内数	4,510百万円の内数	総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室
			10百万円	—	10百万円	内閣官房情報通信技術担当室

提案	政府の対応	予算案、税制改正その他の対応状況	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
(6) その他(震災支援制度等ワーキング・グループ報告に盛り込まれた提案)						
被災地における移動手段の確保	被災地で自家用有償旅客運送に取り組む意向があるNPO法人等からの申し出に応じ、運営協議会における協議が迅速かつ円滑に実施されるよう、国土交通省として市町村、旅客自動車運送事業者等の関係者に対し、地方運輸局・運輸支局を通じて働きかけることとする。	<p><その他></p> <p>○ 被災地における生活交通手段を適時適切に確保する観点から、協議の円滑化・迅速化のため、必要に応じ、積極的に助言・指導を行うよう、該当運輸局に対して通達を発出。また、「運営協議会における合意形成のあり方検討会」報告を踏まえ、運営協議会における協議が適切かつ円滑に実施され、自家用有償旅客運送制度について着実な取り組みを図るため、各地方運輸局に対して通達を発出。</p>	—	—	—	国土交通省自動車旅客課
<p><ボランティア活動に関するもの></p> <p>・雇用保険受給中の被災者支援ボランティア活動</p>	雇用保険受給中に被災者支援ボランティア活動(自発的かつ報酬を得ない労務の提供)を行った場合、労働(再就職)の意思や能力があれば、雇用保険の基本手当を受け取ることができることについて周知を図る。	<p><その他></p> <p>○ 震災により事業所が被災したため休業を余儀なくされている方が、雇用保険受給中がれき処理等のボランティア活動を行った場合、休業事業所から作業を依頼された場合であっても、有償・無償を問わず、次に該当すれば、失業給付を受給できことを明確化し、この取扱いについて周知を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業依頼を拒否することができること。 2. 作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること。 3. 有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること。 	—	—	—	厚生労働省職業安定局雇用保険課
・ホームページの活用によるボランティア活動や物資等のニーズと提供者のマッチング	<p>以下のようなホームページが既に存在しており、ボランティア活動や物資等について、ニーズと提供者のマッチングに活用することが可能である。</p> <p>・震災ボランティア連携室が連携している民間のウェブサイト「助けあいジャパン」を介して、関係者は、時々刻々と変化する物資ニーズやサービスニーズを入力、削除でき、誰もが閲覧可能</p> <p>・文部科学省において、被災地域の児童生徒等がより必要な支援を受けやすくするために、被災者・被災地域のニーズと各団体が提供可能な支援を相互に閲覧できるポータルサイト(「東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト」)を開設・運用し、両者のマッチングを支援</p>	<p><その他></p> <p>○ 東日本大震災の被災者支援、復興支援を行っているNPO等にも活用できる政府の資金的な支援制度について、情報を分かり易くまとめ、NPO団体等が多数出席する会議で配布・説明するなどPRIに努め、今後はウェブサイトでも公表を行う。</p> <p>○ 日本私立学校振興・共済事業団において、私立学校の復旧・復興等のニーズとそれを支援しようとする個人・企業等の寄附等のニーズを相互に閲覧できるポータルサイトを設置し、両者のマッチングを図る。</p>	—	—	—	東日本大震災復興対策本部事務局 文部科学省高等教育局私学行政課

分類が困難な「新しい公共」関連の施策	平成23年度 当初予算	平成23年度 補正予算	平成24年度 政府予算案	担当府省
<p><予算> 【社会的責任に関する円卓会議(平成24年度概算要求においては、『「新しい公共」に関する会議』(再掲)の一部)】 協働戦略と実施のため、関係主体間の調整を行いつつ、具体的な協働取組を検討する諸会議を引き続き開催。</p>	10百万円		12百万円	内閣府政策統括官付(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)
<p>【パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト】 様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援を行うパーソナル・サポート・サービスの制度化に向け現在全国19地域で実施しているモデル・プロジェクトについて、社会的排除リスクの高い方を幅広く対象とした先導的なプロジェクトとして継続発展させる。</p>		2,760百万円	—	内閣府政策統括官付(経済社会システム担当)付参事官(社会システム担当)厚生労働省社会・援護局地域福祉課
<p>【地域における男女共同参画促進のための連携・協働支援事業】 地域における男女共同参画促進のための人材育成プログラム等の開発・提供、地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣、地域における男女共同参画連携支援事業等を引き続き実施。</p>	30百万円		31百万円	内閣府男女共同参画局推進課
<p>【女性のチャレンジ賞】 起業、NPO活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性等に対し、男女共同参画担当大臣から表彰を行い、身近なロールモデルを引き続き示す。</p>	1百万円		1百万円	内閣府男女共同参画局総務課
<p>【防犯ボランティア支援事業の推進】 防犯ボランティア活動の裾野を広げ、また、更なる質の向上を図るため、先進的な活動を行っている団体の活動内容の発表、意見交換等を地域ごとに行う「ブロック別防犯ボランティアフォーラム」を平成24年度から新たに開催。</p>	7百万円		7百万円	警察庁生活安全局生活安全企画課
<p>【非行少年を生まない社会づくりの推進】 最近の少年非行の背景となっている少年自身の規範意識の低下、家庭や地域社会の教育機能の低下などを踏まえ、警察職員や少年警察ボランティアのほか地域住民と協働し、参加型社会体験活動などの非行少年の立ち直り支援活動等を引き続き推進。</p>	16百万円		65百万円	警察庁生活安全局少年課
<p>【再犯防止のための刑務所出所者等の社会復帰支援事業の維持・強化(施設内処遇・矯正業務の民間開放)】 刑務所出所者等に対し、「国民参加と「新しい公共」の支援」等の取組みを最大限に活用し、その社会復帰を強力に支援するとともに、再犯の防止を図り、また、その支援に関わる多くの人々の社会活動への参加を引き続き促進。</p>	22,499百万円	1,616百万円	26,223百万円	法務省矯正局総務課
<p>【再犯防止のための刑務所出所者等の社会復帰支援事業の維持・強化(社会内処遇)】 民間の様々な主体の参画を得て、刑務所出所者等の雇用・住居・相談先(出番と居場所)の確保等を引き続き推進。</p>	5,186百万円	22百万円	5,493百万円	法務省保護局総務課

<p>【被災地で活動する国際協力NGO(JPF)への支援】 国際協力分野のNGO及びNPO等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興を促進。</p>		195百万円		外務省
<p>【熟議に基づく教育政策形成】 中央教育審議会等における専門家による検討に合わせて、車の両輪として、現場対話とWebサイトをハイブリッド展開し、多くの当事者による「熟議(熟慮と討議)」に基づいた意見を踏まえた教育政策形成を引き続き推進。</p>	20百万円		16百万円	文部科学省生涯学習政策局政策課
<p>【復興教育支援事業】 被災地におけるPTAやNPO等の多様な主体による復興に向けた特色ある教育支援の取組に対する支援。</p>		295百万円	55百万円	文部科学省初等中等教育局教育課程課
<p>【新しい公共による社会的包摂・「絆」再生事業】 「新しい公共」の観点から、NPO等民間団体との協働により住居の確保や自立のための総合相談事業等の各種支援事業を充実させ、貧困・困窮者の方々が失った地域・社会との「絆」の再生を図る。東日本大震災の被災地等において、市町村等を主体とした地域支援の仕組みによる社会的包摂を進めるための取組を行うため、事業を拡充するとともに、事業期間を平成24年度末まで延長する。</p>	—	14,500百万円	—	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
<p>【震災等緊急雇用対応事業】 震災等緊急雇用対応事業を実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。地方自治体が直接雇用または、民間企業・NPO等に委託して実施。</p>	—	200,000百万円の内数	—	厚生労働省職業安定局地域雇用対策室
<p>【生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業】 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施。</p>	—	151,000百万円の内数	—	厚生労働省職業安定局地域雇用対策室
<p>【農と福祉の連携によるシニア能力の活用モデル事業】 市町村等が仮設住宅入居者等が利用できる農園を設置し、農村高齢者による技術指導の下で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う取組を支援。</p>	—	84百万円	13百万円	農林水産省経営局就農・女性課
<p>【J-VER制度を活用したCO2削減・復興支援・節電等緊急支援事業】 民間団体等に委託し、被災地におけるオフセット・クレジット(J-VER)の創出及び創出されたJ-VERを利用したカーボン・オフセットの取組発掘を行い、節電とCO2削減の両立及び復興支援・地域支援に資する取組を促進。</p>	—	400百万円の内数	—	環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室
<p>【幸福度研究の推進】 新しい成長および幸福度(well-being)について調査研究を推進し、関連指標の統計の整備と充実を図るため、幸福度に関するパネル調査を実施し、幸福度に関する調査研究を引き続き推進する。これらの結果も踏まえつつ、本分野における、OECD等との連携を図る。</p>	111百万円	—	60百万円	内閣府経済社会総合研究所

平成23年度補正予算、平成24年度政府予算案における「新しい公共」関連予算の合計は以下のとおり。

平成23年度補正予算 : 5,206 億円

平成24年度政府予算案 : 919 億円

合計 : 6,125 億円

(参考)

H22年補正	234 億円
H23年度	1,858 億円
合計	2,059 億円

「新しい公共」推進会議(平成23年1月25日)提出資料より

(※)合計額には、予算事業の一部又は内数とされているものも含まれる。